

令和 8 年度

上里町 一 般 会 計 予 算 書  
特 別 会 計

上 里 町



# 目 次

## 一 般 会 計

令和8年度 上里町一般会計予算 .....	1
-----------------------	---

## 特 別 会 計

令和8年度 上里町国民健康保険特別会計予算 .....	11
-----------------------------	----

令和8年度 上里町介護保険特別会計予算 .....	17
---------------------------	----

令和8年度 上里町後期高齢者医療特別会計予算 .....	23
------------------------------	----

## 企 業 会 計

令和8年度 上里町水道事業会計予算 .....	29
-------------------------	----

令和8年度 上里町下水道事業会計予算 .....	35
--------------------------	----

令和8年度 上里町農業集落排水事業会計予算 .....	41
-----------------------------	----



令和 8 年度

# 上里町一般会計予算



## 令和8年度 上里町一般会計予算

令和8年度上里町一般会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,900,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費（ただし、報酬及び旅費については会計年度任用職員に係るものに限る。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和8年3月4日提出

上里町長 山下博一

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 町 税		4,170,403
	1 町 民 税	1,762,232
	2 固 定 資 産 税	2,062,530
	3 軽 自 動 車 税	122,728
	4 町 た ば こ 税	222,913
2 地 方 譲 与 税		112,100
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	21,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	88,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	3,100
3 利 子 割 交 付 金		7,200
	1 利 子 割 交 付 金	7,200
4 配 当 割 交 付 金		35,000
	1 配 当 割 交 付 金	35,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		48,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	48,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		69,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	69,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		710,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	710,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		7,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	7,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		400
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	400
10 地 方 特 例 交 付 金		59,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	26,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税 減 収 補 填 特 例 交 付 金	4,000

(単位：千円)

款	項	金額
10 地方特例交付金	3 自動車税減収補填特例交付金	22,000
	4 軽自動車税減収補填特例交付金	7,000
11 地方交付税		1,600,000
	1 地方交付税	1,600,000
12 交通安全対策特別交付金		3,958
	1 交通安全対策特別交付金	3,958
13 分担金及び負担金		15,062
	1 負担金	15,062
14 使用料及び手数料		97,223
	1 使用料	86,082
	2 手数料	11,141
15 国庫支出金		1,813,801
	1 国庫負担金	1,478,325
	2 国庫補助金	328,438
	3 委託金	7,038
16 県支出金		990,162
	1 県負担金	655,650
	2 県補助金	280,301
	3 委託金	54,211
17 財産収入		11,661
	1 財産運用収入	11,659
	2 財産売却収入	2
18 寄附金		51,000
	1 寄附金	51,000
19 繰入金		1,424,294
	1 基金繰入金	1,424,291

(単位：千円)

款		項	金額
19	繰入金	2 特別会計繰入金	3
20	繰越金		100,000
		1 繰越金	100,000
21	諸収入		64,436
		1 延滞金・加算金及び過料	5,786
		2 預金利子	20
		3 貸付金元利収入	781
		4 雑収入	53,840
		5 受託事業収入	4,009
22	町債		511,100
		1 町債	511,100
	歳入	合計	11,900,800

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		105,413
	1 議 会 費	105,413
2 総 務 費		1,635,819
	1 総 務 管 理 費	1,298,786
	2 徴 税 費	197,935
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	97,861
	4 選 挙 費	28,814
	5 統 計 調 査 費	11,835
	6 監 査 委 員 費	588
3 民 生 費		5,125,678
	1 社 会 福 祉 費	2,581,898
	2 児 童 福 祉 費	2,543,680
	3 災 害 救 助 費	100
4 衛 生 費		927,636
	1 保 健 衛 生 費	497,830
	2 清 掃 費	429,806
5 農 林 水 産 業 費		177,447
	1 農 業 費	177,447
6 商 工 費		68,122
	1 商 工 費	68,122
7 土 木 費		859,477
	1 土 木 管 理 費	72,348
	2 道 路 橋 り よ う 費	302,146
	3 河 川 費	1,666
	4 都 市 計 画 費	462,935
	5 住 宅 費	20,382

(単位：千円)

款	項	金額
8 消 防 費		509,361
	1 消 防 費	509,361
9 教 育 費		1,552,879
	1 教 育 総 務 費	341,872
	2 小 学 校 費	397,272
	3 中 学 校 費	81,074
	4 社 会 教 育 費	395,358
	5 保 健 体 育 費	337,303
10 公 債 費		912,473
	1 公 債 費	912,473
11 諸 支 出 金		6,495
	1 基 金 費	6,494
	2 貸 付 金	1
12 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出	合 計	11,900,800

## 第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 ( 令 和 8 年 度 取 得 分 )	令和8年度以降	上里町土地開発公社が町の行う公共事業の用地の先行取得に要する額
農 業 近 代 化 資 金 利 子 補 給 ( 令 和 8 年 度 分 )	令和8年度以降	当該資金の貸付により生じる融資平均残額の1.0%以内に相当する額
上里町総合文化センター指定管理委託	令和9年度から 令和11年度まで	69,851
上里農業振興地域整備計画変更業務委託	令和9年度	5,060

## 第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
会 計 管 理 事 業	3,200	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構について、利 率の見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	政府資金について は、その融資条件によ り、銀行その他の場合 には債権者と協定する ものによる。 ただし、町財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若 しくは繰上げ償還又は 低利に借りかえること ができる。
庁 舎 管 理 事 業	44,500			
社 会 福 祉 総 務 事 業	71,300			
老 人 福 祉 セ ン タ ー 運 営 事 業	61,900			
賀美児童館・賀美公民館複合化事業	8,900			
保 健 セ ン タ ー 運 営 事 業	65,200			
道 路 維 持 補 修 事 業	36,900			
藤 木 戸 勝 場 線 歩 道 整 備 事 業	19,800			
都 市 計 画 道 路 整 備 事 業	2,000			
小 学 校 管 理 運 営 事 業	31,500			
公 民 館 管 理 事 業	165,900			
計	511,100			

令和 8 年 度

# 上里町国民健康保険特別会計予算



## 令和8年度 上里町国民健康保険特別会計予算

令和8年度上里町国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,266,796千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和8年3月4日提出

上里町長 山下博一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		651,524
	1 国 民 健 康 保 険 税	651,524
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2
	1 手 数 料	2
3 国 庫 支 出 金		2
	1 国 庫 補 助 金	2
4 県 支 出 金		2,304,997
	1 県 補 助 金	2,304,997
5 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
6 繰 入 金		306,664
	1 他 会 計 繰 入 金	306,663
	2 基 金 繰 入 金	1
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		3,605
	1 延 滞 金 及 び 過 料	3,600
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	4
歳 入	合 計	3,266,796

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		90,950
	1 総 務 管 理 費	80,132
	2 徴 税 費	10,050
	3 運 営 協 議 会 費	509
	4 趣 旨 普 及 費	259
2 保 険 給 付 費		2,278,862
	1 療 養 諸 費	1,946,165
	2 高 額 療 養 費	321,661
	3 移 送 費	32
	4 出 産 育 児 諸 費	8,004
	5 葬 祭 諸 費	3,000
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		834,123
	1 医 療 給 付 費 分	550,650
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	196,177
	3 介 護 納 付 金 分	67,432
	4 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 金 分	19,864
4 保 健 事 業 費		55,815
	1 保 健 事 業 費	16,848
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	38,967
5 基 金 積 立 金		2
	1 基 金 積 立 金	2
6 諸 支 出 金		4,044
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	4,043
	2 繰 出 金	1
7 予 備 費		3,000

(単位：千円)

款	項	金 額
7 予 備 費	1 予 備 費	3,000
歳 出	合 計	3,266,796

令和 8 年 度

上里町介護保険特別会計予算



## 令和8年度 上里町介護保険特別会計予算

令和8年度上里町介護保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 296, 597千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和8年3月4日提出

上里町長 山下博一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		559,219
	1 介 護 保 険 料	559,219
2 国 庫 支 出 金		417,503
	1 国 庫 負 担 金	369,879
	2 国 庫 補 助 金	47,624
3 支 払 基 金 交 付 金		575,024
	1 支 払 基 金 交 付 金	575,024
4 県 支 出 金		318,609
	1 県 負 担 金	295,830
	2 県 補 助 金	22,779
5 繰 入 金		426,214
	1 一 般 会 計 繰 入 金	403,117
	2 基 金 繰 入 金	23,097
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		27
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	1
	2 雑 入	26
歳 入	合 計	2,296,597

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		97,095
	1 総 務 管 理 費	54,665
	2 徴 収 費	4,879
	3 介 護 認 定 審 査 調 査 費	37,466
	4 趣 旨 普 及 費	85
2 保 険 給 付 費		2,048,342
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	1,901,125
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	48,477
	3 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	48,683
	4 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	5,970
	5 審 査 支 払 手 数 料	1,222
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	42,865
3 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
4 地 域 支 援 事 業 費		149,856
	1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	68,485
	2 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	81,371
5 諸 支 出 金		803
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	802
	2 繰 出 金	1
6 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	2,296,597



令和 8 年 度

# 上里町後期高齢者医療特別会計予算



議案第 2 2 号

## 令和 8 年度 上里町後期高齢者医療特別会計予算

令和 8 年度上里町後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 3 6 , 2 1 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 4 日提出

上里町長 山 下 博 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料		388,679
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料	388,679
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 繰 入 金		132,133
	1 一 般 会 計 繰 入 金	132,133
4 繰 越 金		500
	1 繰 越 金	500
5 諸 収 入		14,902
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 預 金 利 子	1
	3 受 託 事 業 収 入	12,238
	4 雑 収 入	2,661
歳 入 合 計		536,215

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		32,229
	1 総 務 管 理 費	28,691
	2 徴 収 費	3,538
2 後期高齢者医療広域連合納付金		502,575
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	502,575
3 諸 支 出 金		911
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	910
	2 繰 出 金	1
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	536,215



令和 8 年 度

上 里 町 水 道 事 業 会 計 予 算



令和8年度 上里町水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和8年度上里町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	13,858 戸
(2) 年 間 給 水 量	3,388,000 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	9,282 m <sup>3</sup>
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業	
イ 配水管布設工事等	118,370 千円
ロ 老朽管更新事業	59,800 千円
ハ 浄水場更新工事	626,720 千円

(継続費による通次繰越分を含む)

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 事 業 収 益		566,773 千円	
第 1 項 営 業 収 益		421,666 千円	
第 2 項 営 業 外 収 益		145,106 千円	
第 3 項 特 別 利 益		1 千円	
	支	出	
第 1 款 事 業 費		597,674 千円	
第 1 項 営 業 費 用		540,532 千円	
第 2 項 営 業 外 費 用		51,142 千円	
第 3 項 特 別 損 失		2,000 千円	
第 4 項 予 備 費		4,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額208,831千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額42,435千円、過年度分損益勘定留保資金28,021千円及び当年度分損益勘定留保資金138,375千円で補てんするものとする。)

収 入		
第 1 款	資 本 的 収 入	506,550 千円
第 1 項	企 業 債	466,000 千円
第 2 項	補 助 金	300 千円
第 3 項	負 担 金	40,250 千円
支 出		
第 1 款	資 本 的 支 出	715,381 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	525,565 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	189,816 千円

(企 業 債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良事業  老朽管更新・ 配水管布設工事等 浄水場更新事業	466,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構について、利 率見直しを行った後 においては、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するものによる。  ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上げ償還又は低利に借りかえることができる。
計	466,000			

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用
- (2) 建設改良費、企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 64,424 千円 |
| (2) 交際費   | 10 千円     |

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、5,859千円と定める。

(他会計からの補助金)

第 10 条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

- |                           |            |
|---------------------------|------------|
| (1) 消火栓等に要する経費            | 2,256 千円   |
| (2) 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費 | 540 千円     |
| (3) 物価高騰対策水道基本料金等減免に要する経費 | 100,673 千円 |

令和8年3月4日 提出

上里町長 山下博一



令和 8 年 度

上 里 町 下 水 道 事 業 会 計 予 算



令和8年度 上里町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度上里町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	1,370 戸
(2) 年 間 有 収 水 量	461,900 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 有 収 水 量	1,265 m <sup>3</sup>
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業 イ 汚水管渠築造事業	346,694 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	296,016 千円
第1項 営業収益	81,293 千円
第2項 営業外収益	214,722 千円
第3項 特別利益	1 千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	308,833 千円
第1項 営業費用	260,442 千円
第2項 営業外費用	47,390 千円
第3項 特別損失	1 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額87,904千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 21,342千円、過年度分損益勘定留保資金66,562千円で補てんするものとする。)

	収	入
第 1 款 資本的収入		479,352 千円
第 1 項 企業債		296,500 千円
第 2 項 国庫補助金		83,000 千円
第 3 項 分担金及び負担金		6,319 千円
第 4 項 出資金		5,897 千円
第 5 項 他会計補助金		11,806 千円
第 6 項 他会計負担金		75,830 千円
	支	出
第 1 款 資本的支出		567,256 千円
第 1 項 建設改良費		428,864 千円
第 2 項 企業債償還金		138,392 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道改造資金融資あっせんに対する損失補償（令和8年度分）	令和8年度から 令和11年度まで	当該資金の貸し付けにより生ずる元金、利子及び遅延金に相当する額

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	205,500千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構について、利 率見直しを行った後 においては、当該見直 しの利率)	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合には債 権者と協定するものによる。 ただし、企業財政その他の都合に より据置期間及び償還期間を短縮し、 若しくは繰上げ償還又は低利に借り かえることができる。
流域下水道事業 建設負担金	53,100千円			
資本費平準化債	37,900千円			
計	296,500千円			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用
- (2) 建設改良費、企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 31,662 千円

(他会計からの補助金)

第 10 条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

(1) 雨水処理に要する経費	5,851 千円
(2) 分流式下水道等に要する経費	144,056 千円
(3) 流域下水道の建設に要する経費	15,268 千円
(4) 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費	240 千円

令和 8 年 3 月 4 日 提出

上 里 町 長 山 下 博 一

令和 8 年 度

上里町農業集落排水事業会計予算



令和8年度 上里町農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度上里町農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	68 戸
(2) 年間排水量	15,387 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均排水量	42 m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業	
イ 農業集落排水処理施設工事	626 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 農業集落排水事業収益		14,034 千円
第1項 営業収益		2,557 千円
第2項 営業外収益		11,477 千円
	支	出
第1款 農業集落排水事業費用		15,423 千円
第1項 営業費用		14,646 千円
第2項 営業外費用		777 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,485千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額127千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56千円、過年度分損益勘定留保資金1,302千円で補てんするものとする。)

収 入	
第 1 款 資 本 的 収 入	6,019 千円
第 1 項 企 業 債	4,200 千円
第 2 項 出 資 金	167 千円
第 3 項 他 会 計 補 助 金	1,652 千円
支 出	
第 1 款 資 本 的 支 出	7,504 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	626 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	6,878 千円

(企 業 債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業債 農業集落排水建設 改良事業	600千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構について、利 率見直しを行った後 においては、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するものによる。 ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上げ償還又は低利に借りかえることができる。
資本費平準化債	3,600千円			
計	4,200千円			

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 建設改良費及び企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,705 千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

- (1) 分流式下水道等に要する経費 2,202 千円
- (2) 財政基盤強化に要する経費 4,065 千円
- (3) 地方公営企業法の適用に要する経費 1,712 千円

令和8年3月4日 提出

上里町長 山下博一

